

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在のC店（以下「事業場」という。）においてレジ業務に従事していた。
- 2 請求人によると、入社以来、レジ打ち業務を1日〇時間から〇時間行っており、日々の業務の積み重ねにより、平成〇年〇月上旬頃に左手首にだるさが生じ、同年〇月上旬頃から動かさなくとも左手首に痛みが生じるようになったという。請求人は、同月〇日、D整形外科に受診し「左手関節腱鞘炎」と診断され、更に同月〇日、Eクリニックに受診し「左ドゥケルバン腱鞘炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、レジ業務により本件疾病を発症したと主張しているもので、以下検討する。
- (2) ところで、上肢作業に係る業務起因性の判断に関しては、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に照らして本件について検討する。
- (3) 請求人は、会社に雇用された平成〇年〇月〇日から本件疾病発症までの間（以下「作業従事期間」という。）において、レジ業務を行っていたことが認められ、当審査会としても、請求人が従事していた作業は、「上肢の反復動作の多い作業」に該当すると判断するが、本件疾病発症までのその作業従事期間は約〇か月間であり、認定基準に定める「相当期間」（原則として6か月程度以上をいう。）には該当しない。
- (4) 一方、認定基準において、「腱鞘炎等については、作業従事期間が6か月程度に満たない場合でも、短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合には、発症することがある」とされていることから、請求人の従事した作業が「短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合」に該当するか否かについて、認定基準第3の3「過重な業務の判断について」により検討すると、以下のとおりである。

ア 「長時間作業及び連続作業」について

レジ業務は連続作業となる場合もあるが、作業従事期間における請求人の

労働日は週〇日であり、1日の労働時間が8時間を超えることはなく、時間外労働もなかったことから、長時間作業を行っていたとは認められないと判断する。

イ 「他律的かつ過度の作業ペース」について

請求人の作業ペースについて、請求人は、レジ担当が少なく、精神的にもプレッシャーを感じていたこと等を主張するが、レジ業務はその性質上、他律的ではあるが過度の作業ペースは認められないものと判断する。

ウ 「過大な重量負荷及び力の発揮」について

請求人は、〇kgの米袋や箱に入った飲料水等重い物を持ち上げたこと等を主張するが、レジ業務で扱う商品の重量はさまざまであり、バーコードの読み取り機の使用も可能であったことから、過大な重量負荷及び力の発揮が必要であったとは認められないと判断する。

エ 以上のことから、請求人の従事した作業は、認定基準に定める「短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合」には該当しないものと判断する。

(5) なお、請求人が主張するように、〇号機のレジで請求人が取り扱った商品数が、月を追うごとに増加傾向にあったことは認められるが、レジ担当者はシフトにより勤務していたため、請求人の担当したレジが〇号機に限定されていなかったことから、当審査会としては、〇号機で請求人が取り扱った商品数の増加のみで、請求人の業務量が増加していたとは認められないと判断する。

(6) 次に、医師の所見についてみると、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件疾病の医学的成因は不明、発症原因は不明である旨述べている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人の労働時間は同種労働者の約2分の1であり、「発症前に過重な業務に就労したこと」の要件を満たさず、請求人以外にレジ業務を担当する社員に同様の症状を訴えるものはいないことから業務外であると判断している。

(7) 以上を総合すると、請求人が従事した業務と本件疾病との間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(8) なお、請求人の他の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。